

保存版

令和5年度 最低賃金

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 最低賃金について教えてください

最低賃金制度とは、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。年齢や研修生、試用期間、パート、アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、すべての従業員に適用されます。



◆最低賃金の種類◆

- ①地域別最低賃金：産業や職種にかかわらず、各都道府県に最低賃金が定められています。
 - ②特定最低賃金：特定地域内の特定の産業について、最低賃金が定められています。
- ※地域別最低賃金及び特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

◆最低賃金の対象となる賃金◆

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

◆最低賃金額以上かどうかを確認する方法◆

最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。都道府県の令和5年度地域別最低賃金額は、以下のとおりです。給与の見直し等ご確認をお願いいたします。これからの最低賃金改定に対応していくための業務分析や効率化等についてもご相談ください。

(単位：円)

都道府県	最低賃金額	都道府県	最低賃金額	都道府県	最低賃金額	都道府県	最低賃金額
北海道	960	東京	1113	滋賀	967	香川	918
青森	898	神奈川	1112	京都	1008	愛媛	897
岩手	893	新潟	931	大阪	1064	高知	897
宮城	923	富山	948	兵庫	1001	福岡	941
秋田	897	石川	933	奈良	936	佐賀	900
山形	900	福井	931	和歌山	929	長崎	898
福島	900	山梨	938	鳥取	900	熊本	898
茨城	953	長野	948	島根	904	大分	899
栃木	954	岐阜	950	岡山	932	宮崎	897
群馬	935	静岡	984	広島	970	鹿児島	897
埼玉	1028	愛知	1027	山口	928	沖縄	896
千葉	1026	三重	973	徳島	896	全国平均	1004

(参考) 厚生労働省 「令和5年度地域別最低賃金改定状況」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimuchiran/index.html

□※チェックをしてみましょう!※□

【最低賃金額以上かどうかを確認する方法】

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (2) 日給制の場合 $\text{日給} \div 1 \text{日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、

$\text{日給} \geq \text{最低賃金額(日額)}$

- (3) 月給制の場合 $\text{月給} \div 1 \text{箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

例えば、試用期間中の方だから、当然に最低賃金が適用されないということはありません。最低賃金の減額や特例はありますが、それは使用者が労働局長の許可を受けることが条件となります。許可を受けずに最低賃金額より低い雇用契約をすると、例え使用者と従業員が合意の上であったとしてもそれは法律によって無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたとされてしまいます。

今後も引上げは予定されておりますので、毎年の確認をお願いいたします!

参考 厚生労働省ホームページ 等

詳しい内容については、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

